

## 株式会社ナカムラ 女性活躍推進法に基づく 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年12月21日～ 2026年12月20日までの 2年間

2. 内容

目標1：2026年12月までに、年次有給休暇の取得日数を全社員年間50%以上とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2026年 1月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2026年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始